

※ 不動産その他重要な財産の権利の所属及び評価額については、

(6) 不動産の登記事項証明書

(注) 土地・建物等の不動産の所有状況を確認するために必要となる。

(7) 不動産の評価書

(注) 不動産を現物拋出する場合に必要となるが、不動産鑑定士が作成したものでなければならない。

(8) 銀行等の拋出金保管に関する証明書

(注)・ 金融機関の預金残高証明書等であるが、名宛人は拋出者になっていること。

・ 預金の拋出者が複数いる場合は、それぞれの残高証明書等が同日に発行されたものであること。

※ 個人開設時における診療報酬等の未収金を拋出する場合には、拋出部分に係る診療報酬等の請求書（総括表）、当座口振込通知書、診療報酬等支払額内訳書等の写しを添付すること。

※ 拋出者の債務を法人に引き継ぐ場合には負債残高証明及び債務引継承認書又は買掛金引継証明書が必要である。